

地域医療連携推進法人の設立について

1. 地域医療連携推進法人制度の概要

地域医療連携推進法人制度は、平成 27 年の医療法の改正により、医療機関等が相互に機能分担及び業務連携を推進することで、地域において良質かつ適切で効率的な医療提供体制を確保し、地域医療構想を実現するための一つの選択肢となる新たな法人の認定制度として創設された。

2. 法人設立の趣旨・目的

三島医療圏における、大阪府が進める地域医療構想、並びに、地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域住民が可能な限り住み慣れた地域で医療・介護・福祉サービスの利用を継続することができるよう、参加施設間の業務連携を推進する。

3. 法人の概要

- 名 称：一般社団法人三島医療圏ヘルスケアネット
- 事 務 所：主たる事務所 大阪府高槻市南平台五丁目 18 番 10 号
- 医療連携推進区域：大阪府高槻市、茨木市、摂津市、島本町
- 参加法人：社会医療法人東和会、医療法人徳生会、医療法人森口胃腸内科クリニック、
社会福祉法人恭生会、依藤 直紀（よりふじ胃腸内科・内科クリニック）
- 役 員：理事 5 名 監事 1 名
- 医療連携推進業務：
 - ① 機能分担、及び、連携
 - ② 医療・介護従事者の育成
 - ③ 医療・介護従事者の相互派遣
 - ④ 医療 DX の推進
 - ⑤ 緊急時における情報共有、及び、相互支援
 - ⑥ 医薬品・診療材料等の共同購入

4. 経過及び今後の主なスケジュール

- 令和 5 年 11 月 一般社団法人の設立（登記）
- 令和 5 年 12 月 病院連絡会への説明
大阪府知事への地域医療連携推進法人の認定申請
- 令和 6 年 1 月 三島医療・病床懇話会への説明
- 令和 6 年 2 月 三島保健医療協議会への協議
- 令和 6 年 5 月 大阪府医療審議会（医療法人部会）への諮問・答申
- 令和 6 年 6 月 大阪府知事による地域医療連携推進法人の認定
地域医療連携推進法人の設立（登記）